

作業部会（2/24）でのカード意見一覧

推進会議の代表と市長との間で締結が予定されている基本協定について、基本協定たたき台（資料4）に基づき、各委員がカードに意見を記入し、内海部会長のコーディネートにより、分類・整理・内容の確認が行われた。以下、その内容。

は内海部会長が分類した模造紙に記入した内容

1. 目的 2. 協働の原則

- ・ 意見なし

3. 基本協定について

- ・ 基本協定に、議会の関与が必要なのでしょうか
B 議会の関与が必要かどうか。

4. 公開の原則

- ・ 広く公開、公表するオープンな場。例えば広報等を通じて広く周知。ワークショップ等と同一の日に行う。
- ・ “個人情報保護” は一番ポイントとなるが、公開すべき内容とすべきでない内容と白黒ははっきりつけた方がいいのではないか？（もちろんソフトに対応するのも当然だが）

5. 成長発展するシステム

- ・ 「成長」と「発展」の2つはほぼ同義なので、わざわざ二重にする意味がわからない。簡潔な表現が良いと思う。

6. 委員

【構成】

- ・ 推進会議の委員はすべて公募市民とし、必要に応じて学識者、専門家、事業者、市職員の見解を聞くとした方がよいのではないか。
- ・ 公募市民の定義は、非団体関係者、非事業者とするのか？（各々別わくで構成されているので）
- ・ 市民団体関係者、事業者関係者は市民公募のなかに入れて構成する。関係者は推進意会議に協力する。

- ・ 「以内」だけの場合0でもよい可能性あり。これらのグループは全員必要なので、「～名以上」を加筆。
- ・ 市職員1名（市民活動課担当が良い）
- ・ 委員数は20名以内とし、学識経験者：2名、市民団体関係者：3名以内、事業者関係者：3名以内、公募市民：3名以内、市職員：2名以内、に加えて、専門分野として各1名*弁護士（司法書士、行政書士等）*会計士（税理士等）*その他、の枠を設けることはできないか。これが実現できない場合は、「7.会議関係」の「会議の方法」において、参考人の意見聴取を加えるべきだと考える。
- ・ 委員の義務

【任期】

- ・ 委員の任期は2年、最長2期までとし、半数を1期ごとに改選する。
- ・ 6 - 2 - 2 最長2期、半数を1期ごとに改選
- ・ 6 - 2 - 2の修正。任期は2年とし、半数を1年ごとに改選する。（最長2期をなくす）
- ・ 2年ではなく、1年ないし1年半で最長3期までとしたらどうか？

【委員の選定】

- ・ 委員の任免 *任免権者（責任の所在） *システム
B 任免 だれが任免するか
- ・ 推進会議は附属機関が良い
B 推進会議の位置付け
- ・ 定員以上の応募者があった場合、応募者同士で 作文評価 集団討論を行い、応募者相互で評価しては？（市職員のみによる評価はうまくないと思います）
A 公平・中立性の確保（表現の自由）
- ・ 市職員の委員は、協働推進会議からの指名で、所属長の意向に関わらず強制的に連れてこれるようにしては？本人が興味を持っていても上司判断で涙を飲むことがあってはいけないと思います。

7. 会議関係

- ・ 以前から気になっていたが「ポストイット」は商品名なので、カード式とかふせん紙とか別の表現にできないか？公開される市の文書として問題だと思う。

8. 事務局

- ・ 事務局 協働事業とすべき
- ・ 事務局の場所が（拠点）が市の内部にあると、いつまでもボランティア的活動しかできなく、スタッフとして機能できないのではないか。

協働事業による事務局の協働体制

- ・ 「8 - 1市と市民の協働体制により担うことを基本」 賛成 「8 - 3市と市民の協働体制が整うまでの間」 どれ位かな
- ・ 事務局スタッフについての専従者とボランティアの区分その処遇について定める必要があると思う。
- ・ 8 - 3のことについては、余り事務局に負荷をかけてパンクをしないよう留意しなければならぬのではないか。
- ・ 事務局の市民スタッフは、市と市民及び委員間との良いジョイント役（横のつながり）となるべきと思う。

9. 運営経費

- ・ 意見なし

10. 機能に関する基本事項

- ・ 基本協定自体の修正、再検討も協働推進会議でイニシアティブを取ることを明記しては？

基本協定の修正のイニシアティブ（建議・・・）

- ・ 市長の説明する責任が果たされていないと感じた。市民に訴えの手段はあるのか？

11. 登録・届出関係

- ・ 11 - 2「チェック」 必要ない。むしろ、登録・届出について把握する義務がある。
チェック 把握

12. プロジェクト関係

- ・ 「～ができる」という表現は、しなくても良いという意味を含むのかどうか。法律用語用としては別の意味を持つので、「～ができる」の多様は好ましくない。
- ・ 「12 - 1 市長と協議のうえ」 市長が拒否した場合はどうなるのか。
C12 - 1プロジェクトの調整協議は除く

13. 協働事業について

- ・ 公共事業との違い
- ・ 「早い者勝ち」の排除
A D 詳細の内容確認

その他

- ・ 形式イメージとしては、契約書の形式+条例（要綱）形式？ 甲と乙は以下の点につき合意・・・ 第1条、第2条・・・
どのような協定書か
- ・ 「共催・後援・協賛」などのルールの明確化を協働事業、市民事業との関係で整理する必要がありそうです。社会資源の共有化の度合いで判断するのかどうかよくわかりません。（ヒト、モノ、カネ、情報、知恵、技、場所・・・）
- ・ 基本協定に変更・追加が加えられていくことになるので、“基本協定のあゆみ”のようなものを記録として残していきたいです。
- ・ 予算（税金）がともなうので市議会の認証が必要ではないか。